

令和6年度 水質検査計画



城陽市上下水道部

1.	基本方針	2
2.	水道事業の概要	2
3.	水源の状況及び原水、浄水の水質状況	4
4.	採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由	8
5.	水質検査方法	12
6.	委託の範囲	12
7.	水質検査の精度及び信頼性の保証	12
8.	臨時の水質検査	12
9.	水質検査計画及び検査結果の公表	12
10.	その他	12

1. 基本方針

城陽市上下水道部では、水道水が安全であることを保証するために水道法で定められた水質検査を行います。

- (1) 検査項目は、水道法で義務づけられている毎日検査項目、水質基準項目に加えて、水質管理目標設定項目、その他の項目について検査を行います。
- (2) 検査地点は、市内給水栓等に加えて、各浄水場出口（浄水）、京都府営水道から浄水を受水する入口、各浄水場入口（原水）とします。
- (3) 検査頻度は、水道法及び本市の原水水質の特徴、過去の水質検査結果状況に基づいて、項目毎に設定し実施します。
- (4) 検査の実施方法は、全ての水質検査について外部委託します。なお委託先は水道法に基づき、厚生労働大臣へ登録した検査機関とします。（毎日検査を除く）

2. 水道事業の概要

城陽市上下水道部は、市内を4つの配水区域に分けて効率的かつ安定した給水を行っています（図1参照）。水源は深井戸から取水した地下水で、市内3か所の浄水場で浄水処理しています。その水と京都府営水道で高度浄水処理された浄水（府営水）を混合して給水しています。表1に給水状況、表2に浄水場概要、表3に府営水概要を示します。

表1 給水状況（令和4年度末）

給水人口	74,210 人
給水戸数	35,182 戸
年間総配水量	7,821,420 m ³
1日平均配水量	21,509 m ³
1日最大配水量	24,238 m ³

表2 浄水場概要

名称	水源の種別	処理能力	主な浄水処理方法
第1浄水場	深井戸	3,900m ³ /日	除砂
第2浄水場	深井戸	6,500m ³ /日	除砂
第3浄水場	深井戸	19,400m ³ /日	凝集沈でん急速ろ過 自然ろ過

表3 府営水概要

名称	水源の種別	契約受水量（最大）	主な浄水処理方法
宇治浄水場	ダム湖水 （天ヶ瀬ダム）	14,100 m ³ /日 （第3浄水場で受水）	高度浄水処理 （オゾン＋活性炭）

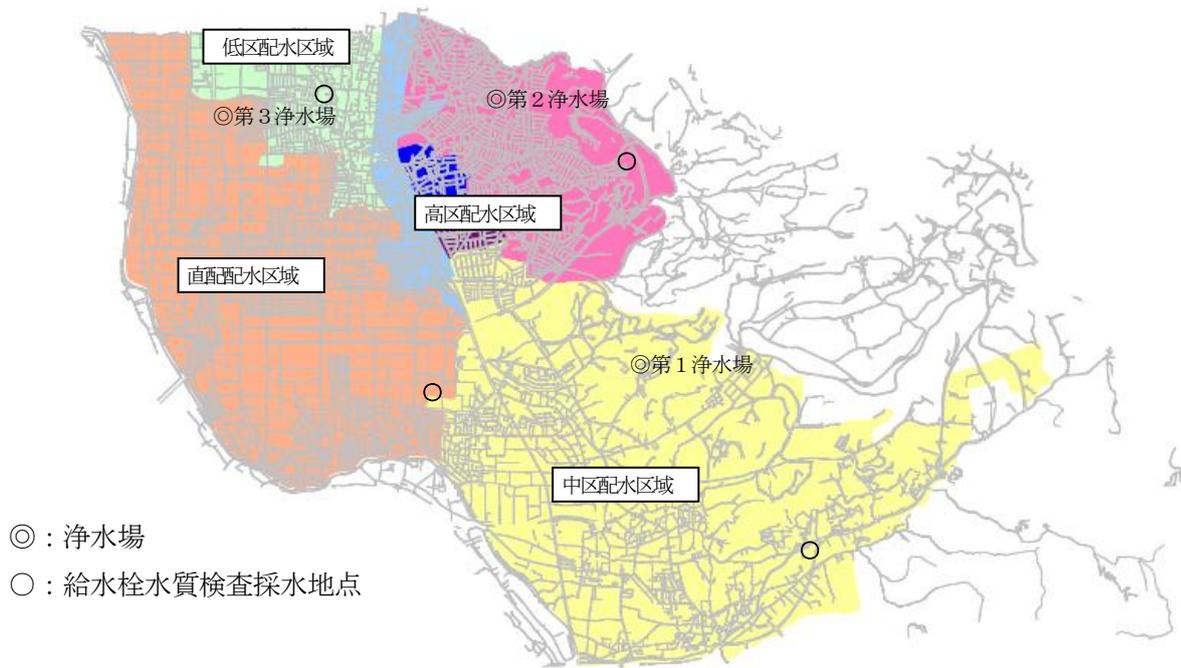


図1 城陽市配水区域図

第1浄水場



第2浄水場



第3浄水場



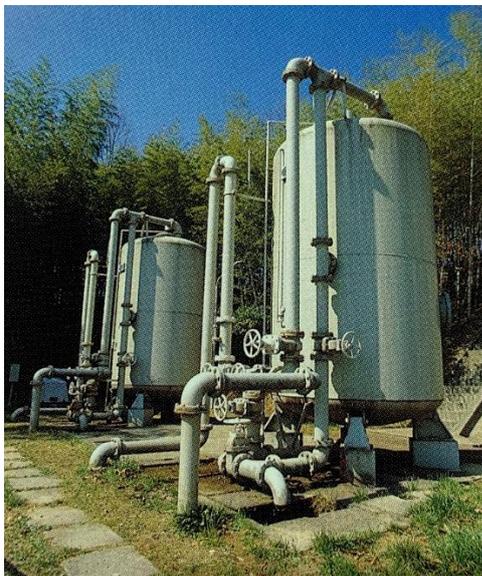
3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況

本市の水源は、深井戸から取水する地下水（原水）です。原水は大変良質で、浄水処理前の状態においてもほぼ水質基準を満たします。

第1・第2浄水場では原水の水質が良いことから、除砂機(ろ過機)だけで浄水処理を行い、水質基準を満足した、安全で良質な水道水をお届けしています。

第3浄水場は、原水に地質由来の無機物（鉄、マンガン）が水質基準値以上含まれることがあり、凝集沈でん急速ろ過施設、自然ろ過施設を導入するなど適切な浄水処理を行い、水質基準を満足した、安全で良質な水道水をお届けしています。

表4～6に令和5年度の検査結果を示します。



除砂機(第1・第2浄水場)



自然ろ過施設



凝集沈でん池(急速ろ過施設)



急速ろ過池(急速ろ過施設)

表4 令和5年度 水質基準項目検査結果(原水3地点) <令和5年7月採水>

No	測定項目	単位	基準値	最高値	最低値	平均値
1	一般細菌	個/mL	100以下	0	0	0
2	大腸菌		検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	2.0	0.5	1.0
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
14	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
17	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	mg/L	0.6以下	---	---	---
22	クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	---	---	---
23	クロロホルム	mg/L	0.06以下	---	---	---
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	---	---	---
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1以下	---	---	---
26	臭素酸	mg/L	0.01以下	---	---	---
27	総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	---	---	---
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	---	---	---
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.03以下	---	---	---
30	ブromホルム	mg/L	0.09以下	---	---	---
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	---	---	---
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.03	0.01未満	0.01
35	銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	12	9.6	11
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.020	0.005未満	0.007
38	塩化物イオン	mg/L	200以下	4.9	3.7	4.1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	32	13	20
40	蒸発残留物	mg/L	500以下	120	97	106
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジェオスミン	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
45	フェノール類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	0.3未満	0.3未満	0.3未満
47	pH値		5.8以上8.6以下	6.7	6.2	6.4
48	味		異常でないこと	---	---	---
49	臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	5以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満

※基準値とは水道水の水質基準を示すものであり、原水(井戸水)の基準値ではありません。

※原水においては、消毒副生成物(21~31)及び味(48)については必要がないため検査していません。

表5 令和5年度 水質基準項目検査結果(浄水4地点・給水栓4地点) <令和5年7月採水>

区分	No	測定項目	単位	基準値	最高値	最低値	平均値	
健康に 関する 項目	病原生物	1	一般細菌	個/mL	100以下	0	0	0
		2	大腸菌		検出されないこと	不検出	不検出	不検出
	無機物・ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
		4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
		5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		8	六価クロム化合物	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
		9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	2.1	0.4	0.8
		12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満
		13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
	有機化学 物質	14	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
		15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
		16	シス-1,2-ジクロロエチン及び トランス-1,2-ジクロロエチン	mg/L	0.04以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		17	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
		19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	消毒副 生成物	21	塩素酸	mg/L	0.6以下	0.07	0.06未満	0.06未満
		22	クロロ酢酸	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
		23	クロロホルム	mg/L	0.06以下	0.004	0.001未満	0.001
		24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
		25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.002	0.001未満	0.001
		26	臭素酸	mg/L	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		27	総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.009	0.001未満	0.003
		28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
		29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.003	0.001未満	0.001
		30	ブromホルム	mg/L	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
		31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満
性状に 関する 項目	着色・ 味	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
		33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2以下	0.03	0.02未満	0.02未満
		34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
		35	銅及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満
		36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	23	13	17
		37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
		38	塩化物イオン	mg/L	200以下	8.4	4.0	5.9
		39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300以下	36	13	27
		40	蒸発残留物	mg/L	500以下	130	100	118
		41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
性状に 関する 項目	発泡	42	ジェオスミン	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
		43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	
	臭気	45	フェノール類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	味	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3以下	0.3未満	0.3未満	0.3未満
基礎的 性状	基礎的 性状	47	pH値		5.8以上8.6以下	7.5	6.8	7.1
		48	味		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
		49	臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
		50	色度	度	5以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
		51	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満

表6 令和5年度 水質管理目標設定項目検査結果(原水3地点・浄水4地点) <令和5年9月採水>

No	測定項目	単位	目標値	最高値	最低値	平均値
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.0001未満
2	ウラン及びその化合物	mg/L	0.002以下(暫定)	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
4	削除					
5	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
6	削除					
7	削除					
8	トルエン	mg/L	0.4以下	0.04未満	0.04未満	0.04未満
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満
10	亜塩素酸	mg/L	0.6以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満
11	削除					
12	二酸化塩素	mg/L	0.6以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満
13	ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.01以下(暫定)	0.001未満	0.001未満	0.001未満
14	抱水クロラール	mg/L	0.02以下(暫定)	0.002未満	0.002未満	0.002未満
15	農薬類		検出値と目標値の比の和として1以下	0.01	0	0
16	残留塩素	mg/L	1以下	0.61	0.41	0.53
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	10以上100以下	40	13	26
18	マンガン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
19	遊離炭酸	mg/L	20以下	18	3.5	9.7
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満
21	メチル-tert-ブチルエーテル	mg/L	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	3以下	0.5	0.3	0.4
23	臭気強度(TON)		3以下	1未満	1未満	1未満
24	蒸発残留物	mg/L	30以上200以下	130	130	130
25	濁度	度	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
26	pH値		7.5程度	7.4	6.7	7.1
27	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし極力0に近づける	-1.4	-2.2	-1.9
28	従属栄養細菌	個/mL	2000以下(暫定)	0	0	0
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
30	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.03	0.02未満	0.02未満
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	mg/L	0.00005以下(暫定)	0.000033	0.000010	0.000019

水道水品質及び浄水処理過程混入物質については浄水で検査し、それ以外の原水由来の項目については原水で検査しています。

No. 4、No. 6、No. 7、No. 11 については、水質基準省令等の改正により削除され欠番となっています。

【目標値に満たない項目】

No. 27 腐食性(ランゲリア指数)は健康影響の指標ではなく、水道施設の維持管理の観点から設定されています。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 採水地点

水道法で義務づけられている水質基準項目検査については、浄水場の系統及び配水区域を考慮して、市内給水栓4地点、各浄水場出口（浄水）4地点、府営水受水口1地点の計9地点で行います。（浄水は水質管理目標設定項目検査を含む。）

また、1日1回行わなければならない毎日検査は、4配水区域において各2か所の給水栓等計8地点で行います。

さらに、水源水質監視のため、各浄水場入口（原水）についても3地点で検査を行います。（水質管理目標設定項目検査を含む。）

(2) 検査項目、検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目、検査頻度は下記に示すとおりです。

(ア) 水質基準項目（表7）

水道法に適合した水であるか確認するため、水質基準全51項目について検査します。

検査頻度については、項目ごとに法令で定められた頻度を基本とし、その他特に水質管理上注意すべき事項を考慮して設定します。

浄水（4地点）については、11項目について年12回の「毎月検査」、25項目について年4回の「3か月検査」を行い、さらに水質に万全を期する見地から、全51項目について年1回の「毎年検査」を行います。

給水栓（4地点）・府営水（1地点）については、11項目について年12回の「毎月検査」、24項目について年4回の「3か月検査」を行い、さらに全51項目について年1回の「毎年検査」を行います。

(イ) 毎日検査項目（表8）

色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）を1日1回検査します。

(ウ) 水質管理目標設定項目（表9）

水道法において必須の検査ではありませんが、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水源及び浄水処理における監視のために検査を行います。

水質管理目標設定項目は、全27項目について、省略することなく年1回検査します。なお、水道水品質及び浄水処理過程混入物質については浄水（4地点）にて検査し、それ以外の原水由来の項目については原水（3地点）にて検査します。

(エ) その他の項目

原水（3地点）については、水質基準は適用されませんが、水源水質監視のため水質基準項目のうち24項目について、年12回の「毎月検査」を行い、トリハロメタン等の浄水にのみ含まれる項目を除く39項目について、年1回の「毎年検査」を実施します。（表7）また、耐塩素性病原微生物であるクリプトスポリジウムに対する指標菌検査について、年12回の「毎月検査」を実施します。

さらに、水道水源の広範囲な監視強化のため、取水中の水道水源井戸全てについて、水質基準項目のうちトリハロメタン等の浄水にのみ含まれる項目を除く39項目と、クリプトスポリジウム指標菌検査の計40項目の水質検査を年1回実施します。

表7 水質基準検査項目及び頻度

原水3地点、浄水4地点、給水栓4地点、府営水1地点

No	項目	基準値	年間検査回数			給水栓(浄水)での 検査回数決定理由
			原水	浄水	給水栓及び 府営水	
1	一般細菌	100個/mL以下	12	12	12	毎月検査
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	毎月検査
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	12	1	1	①
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	12	1	1	①
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	12	1	1	①
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	12	1	4	⑤
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	12	1	1	①
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	12	1	1	①
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	12	1	1	②
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	12	1	4	③
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	12	4	1	③ ⑦
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1	1	1	①
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	12	1	1	②
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1	1	1	①
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1	1	1	①
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1	1	1	①
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1	1	1	①
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1	1	①
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1	1	①
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	1	1	1	①
21	塩素酸	0.6mg/L以下	-	4	4	④
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-	4	4	④
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	-	4	4	④
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-	4	4	④
25	ジブromocloroメタン	0.1mg/L以下	-	4	4	④
26	臭素酸	0.01mg/L以下	-	4	4	④
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	-	4	4	④
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-	4	4	④
29	ブromodichloroメタン	0.03mg/L以下	-	4	4	④
30	ブromoホルム	0.09mg/L以下	-	4	4	④
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	-	4	4	④
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1	1	①
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1	4	4	③
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	12	12	12	⑤
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1	1	①
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1	1	1	①
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	12	12	12	⑤
38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	12	毎月検査
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	12	1	1	①
40	蒸発残留物	500mg/L以下	12	4	1	③ ⑦
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	12	1	1	①
42	ジオキシベンゼン	0.00001mg/L以下	1	1	1	①
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1	1	1	①
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	12	1	1	①
45	フェノール類	0.005mg/L以下	12	1	1	①
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	12	12	毎月検査
47	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	毎月検査
48	味	異常でないこと	-	12	12	毎月検査
49	臭気	異常でないこと	12	12	12	毎月検査
50	色度	5度以下	12	12	12	毎月検査
51	濁度	2度以下	12	12	12	毎月検査

法令で定められたおおむね1か月に1回以上検査しなければならない項目については、毎月検査項目として月1回の検査を行います。その他の項目については、法令に基づいた判断基準で検査回数を決定します。

法令では最高3年に1回まで検査を省略できる項目もありますが、本市では最低でも1年に1回検査します。

【給水栓(浄水)での検査回数決定理由】

- ①法令等ではおおむね3か月に1回検査することとなっている項目ですが、過去3年間で検査結果が基準値の10%以下でした。そのため検査は3年に1回まで省略できますが、1年に1回検査します。
- ②法令等ではおおむね3か月に1回検査することとなっている項目ですが、過去3年間で検査結果が基準値の20%以下であったため1年に1回検査します。
- ③法令等ではおおむね3か月に1回検査することとなっている項目です。
- ④消毒副生成物です。法令等に基づき3か月に1回検査します。
- ⑤第3浄水場系原水(地下水)には鉄・マンガンが含まれており、その監視のため月1回検査します。
- ⑥浄水場内で濃度が上昇しないことが明らかと認められるので、給水栓で検査します。(ただし年1回は浄水場でも検査します)
- ⑦送配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかと認められるので、各浄水場で検査します。(ただし年1回は給水栓でも検査します)

表8 毎日検査（年間365回） 給水栓等8地点

項目	評価	検査回数
色	異常ないこと	365
濁り	異常ないこと	365
消毒の残留効果(残留塩素)	0.1 mg/L以上あること	365

表9 水質管理目標設定項目検査（年1回） 原水3地点、浄水4地点

No	項目	目標値	原水	浄水
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	○	
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下(暫定)	○	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下		○
4	(削除)			
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	○	
6	(削除)			
7	(削除)			
8	トルエン	0.4 mg/L以下	○	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	○	
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下		○
11	(削除)			
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下		○
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)		○
14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)		○
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	○	
16	残留塩素	1 mg/L以下		○
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/L以上100 mg/L以下		○
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下		○
19	遊離炭酸	20 mg/L以下		○
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	○	
21	メチルセブチルエーテル	0.02 mg/L以下	○	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下		○
23	臭気強度(TON)	3以下		○
24	蒸発残留物	30 mg/L以上200 mg/L以下		○
25	濁度	1度以下		○
26	pH値	7.5程度		○
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし極力0に近づける		○
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下(暫定)		○
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	○	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下		○
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下(暫定)	○	

◇水道水品質及び浄水処理混入物質以外の項目については、原水で監視します。

◇「(削除)」については、水質基準省令の改正等により削除され欠番となっています。

5. 水質検査方法

本市の水質検査は全て外部委託により行います。なお、委託先は水道法第20条で定められた厚生労働省登録機関とします。(毎日検査を除く)

また、水質検査は、国が定めた検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、上水試験方法(日本水道協会)等)に従って行います。

6. 委託の範囲

(1) 水質検査については、本計画に示す項目について検査機関へ外部委託します。

(2) 検査試料の採水については、城陽市上下水道部が指定する地点について外部委託します。なお、それ以外の地点での採水については城陽市上下水道部職員または指定する者が行います。また、試料の運搬については受託した検査機関が行い、速やかに水質検査を実施します。

7. 水質検査の精度及び信頼性の保証

水質検査の精度及び信頼性を保証するため、検査機関に対して検査結果の根拠となる資料等の提出を求め確認します。

8. 臨時の水質検査

以下のような場合に臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他、特に必要があると認められるとき。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、状況に応じて見直しを行い公表します。また水質検査結果についても公表します。

10. その他

水道水が原因で水質事故が発生またはその恐れのある場合には、京都府及び市関係部局と連携し対処します。

利用者の皆様の声を水質検査計画に反映させていただくために、ご意見をいただければ幸いです。

<問い合わせ先>

城陽市上下水道部 上下水道課

TEL 0774-52-2442

FAX 0774-55-0771